

2024年10月

お客さま各位

青い森信用金庫

1万円未満の預金口座解約における「印鑑レス」(押印不要)の取扱開始 および預金規定の改正について

青い森信用金庫では、お客さまの利便性向上のため、預金残高が1万円未満の普通預金口座について、届出印の押印を不要とする「印鑑レス」による解約手続きの取扱いを開始するとともに、普通預金規定を一部改正いたしますので、下記のとおりお知らせいたします。

今後もお客さまにご満足いただけるよう、より一層サービスの向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 取扱開始日
2024年11月1日(金)
2. 対象となるお客さま
個人および個人事業主のお客さま
3. 対象となる預金口座
預金残高1万円未満の普通預金口座
4. お手続きに関するご依頼事項・ご準備いただく書類等
 - ・ご本人さまの来店をお願いします
 - ・通帳(通帳レス契約の場合は、スマートフォンのアプリ画面の提示をお願いします)
 - ・顔写真付本人確認書類(運転免許証またはマイナンバーカード等)
 - ・キャッシュカード(発行しているお客様の場合)
5. 改正後の普通預金規定
2024年11月1日付で改正後の普通預金規定を当金庫ホームページに掲載します。

本件についてご不明な点がございましたら、お近くの<青い森しんきん>窓口までお問い合わせください。

以上